

木材製品に関するエコマーク認定基準案に関する意見

藤原敬

対象の認定基準：類型番号 115 / 間伐材、再・未利用木材などを使用した製品 Version2.0

上記認定基準案（以下基準案）について以下の通り意見を申し述べますのでよろしくご検討下さい。

1 木材製品の認定範囲についての基本的な考え方 「環境的背景」に関して

基準案では旧案にくらべて、建築発生材を解体工事字以外に拡大したほか、生立木由来の製品についても、間伐材の小径木の限定をはずしたこと、限定つきながら新たに間伐材以外のものについても認める（新たに未利用木材として定義）など、認定範囲が拡大されました。認定の範囲が拡大したことは好ましいことだと思いますが、木材製品、特に生立木由来の製品については認定範囲を「未利用木材」に限るのは不適切であると考えます。

このことは、基準案がどのような環境負荷を前提として構築されているかということと、関係していると思います。

「エコマーク事業実施要領」には、エコマークの対象となる商品の基本的な要件として、環境負荷が他の商品と比較して相対的に少ないこと、その商品を利用することにより他の原因から生ずる負荷を軽減する効果が大きいこと、の二つがあげられており（1.2）、どちらの要件についても環境負荷軽減が重要なコンセプトとなっています。

しかしながら、本基準案で、回避すべき環境負荷の検討が不十分なのではないかと危惧します。

商品類型設定の基本的な考え方を記述している「1 環境的背景」の、最後のパラグラフは「そこで、これらの環境負荷に対して、本商品類型では、原料となる木材の有効利用、間伐材・小径材の利用促進を図りつつ、有害物質の含有、放出、製品の製造工程や廃棄、リサイクル段階などライフサイクル全体を通して環境に配慮した木製品を採り上げた。」となっていますが、「これらの環境負荷」にあたる、直前の記述はホルムアルデヒド等の放散による環境面への影響についてです。この記述から未利用木材を推奨するというロジックは出てこないと思います。

未利用木材が推奨されるためには、現在利用されている全ての木材が環境に負荷を与えているという前提があるはずですが、この点については、基準案の中で議論が十分にされていないと思います。（45ページに木材の伐採が環境に与える負荷について記述されていますが、認証木材を使うことにより回避されるものです）

基本的に基準案でも記載されているように、「木材は、製品製造時の消費エネルギーが小さく、炭素貯蔵やエネルギー消費の節約に資することから、地球温暖化防止が国際的な重要課題となっている中で、環境負荷の小さい素材である木材の有効利用が推奨されるべきである。」という立場を取るのであれば、未利用木材に限定して認定するという基準は不適切なのではないでしょうか。

我が国の木材関係の研究者が集まる日本木材学会の40周年大会宣言(1995)では「木質資源の生産と利用を考察した結果、資源の再生産性、資源生産時の環境保全性、そして建築資材、化学原料への加工・解体・廃棄・再利用過程における省エネルギー性、低公害性において、この木質資源利用システムは他資源のそれに比べてはるかに優位であることを確認した。ここに、化石資源に依存した現在の生活方式を、木質資源を中心とする生物資源を基盤にしたシステムへ変換することの必要性を強く訴えるものである。」としています。木材の利用は、前述のエコマークの二つの要件に即していえば、の当該製品のLCA上の負荷については、上記の通り問題点が少なく、かつ、の「他の原因から生ずる負荷を軽減」とい点では、エネルギー資源採取や温暖化影響物質の排出という環境負荷を軽減する効果が大きいといえます(どのような木材でも同様です)。

基本的には、環境負荷に関するネガティブチェックをした上で、木材全般について認定可能な基準とすべきであると考えます。

2 第三者認証についての考え方

地球サミット以来持続可能な森林経営が地球規模で追求されてきましたが、まだ、実現に至っていません。違法伐採の指摘もなされています。その意味で、現在利用されている木材が環境に負荷を与えている部分があることは間違えないと思います(それが、化石資源の利用に比べて回復可能な小さな負荷であるとしても)。この点を考慮して、森林管理に関する第三者認証を環境消費の基準に導入しようというのが国際的な動きになっており、本基準案についても新たに第三者認証を基準の中に取り入れる形となっています。

ここをどう記述するかということは重要な事項であり、基準案は北欧のノルディックスワンの基準を参考にされたようですが、全体として適切な記述になっていると思います。

ただし、「全国のあるいは国際的に認知されたものである」あるいは、「全国のあるいは国際的な信頼性を保ち」とある部分は不必要かと思えます。認知されている範囲あるいは信頼性を保っている範囲については認定することが難しく、今後地域的な認定の仕組みができてきた場合、他の認定事項がクリアされればエコマークとして認定していくという立場でよいのではないかと思います。

なお、40 ページの「別表1 用語の定義に規定する森林認証について」の認証基準についての欄に「リオ宣言の森林原則」という記述がありますが、これは一寸不自然です。ノルディックスワンの原文に、the Rio Declaration 's forestry principles,とあるのを訳されたのだと思いますが、リオ宣言には森林に関する記述はなく、少なくとも森林原則という言い方はおかしいと思います。あえて、リオ宣言の原則の森林への適用ということをして、いうのであれば、「リオ原則の森林に関連した事項」と訳すべきだと思います。ただし、それらの事項は森林原則声明に全て規定されているので、この部分は不要かと思えます。

3 ウッドマイルズについて

基準案の解説の中で、流通段階の資材配送に伴うエネルギー消費によるCO₂に関連して、流通経路を少なくすること、地域に密着した地域完結型の再利用について議論され、ウッドマイルズに言及されています。ウッドマイルズを提唱している一人として大変うれしく思っており、議論過程の公開に関する姿勢に敬意を表するものです。

ただし、「貿易阻害をきたすような基準を策定することは困難である」として、基準項目から結果的に除外されたのは残念です。

エコラベルとは違いますが、海外の環境消費を促進するための仕組みの中では、流通距離を基準の中に取り込んだものも現れてきています。例えば、米国の緑の建築基準（Green Building Rating System <http://www.usgbc.org/LEED/publications.asp>）は「地域の資材」というセクションをもうけ、500マイル以内で加工された建築資材を20%以上使うと1点、さらにその半分以上を500マイル以内で収穫された資材であればもう1点加点される基準をとっています。

（http://homepage2.nifty.com/fujiwara_studyroom/kokunai/konai9/konai9.html を参照下さい）

民間の機関が、消費物資の輸送距離を元にした消費基準を作成することは、けして「貿易阻害をきたすような基準を策定する」という点における困難性があるとは思いません。今後ともご検討の視野に入れていただくことをお願いします。